

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>別冊</p> <p>第 2 章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第 1 節 租特法第90条の3の4から第90条の6の3共通関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(1) 定率法 関税定率法（明治43年法律第54号）をいう。</p> <p>(2) 石油石炭税法取扱通達 昭和59年8月2日付間消4-43ほか1課共同「石油税法取扱通達の全部改正について」の別冊をいう。</p> <p>(3) 原油 石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第2条第1号《定義》に規定する原油（定率法別表第2709・00号に掲げる石油及び歴青油）をいう。</p> <p>(4) 粗油 定率法別表第2710・19号の1の(3)又は第2710・20号の1の(4)に掲げる粗油をいう。</p> <p>(5) 課税済みの原油等 原油又は粗油で石油石炭税が課税済みのものをいう。</p> <p>(6) 特定用途石油製品等 租特法第90条の3の4第1項《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「特定用途石油製品等」をいう。</p> <p>(7) 特定揮発油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「揮発油」をいい、課税済</p> | <p>別冊</p> <p>第 2 章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第 1 節 租特法第90条の3の4から第90条の6の3共通関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>関暫法 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）をいう。</u></p> <p>(2) 定率法 関税定率法（明治43年法律第54号）をいう。</p> <p>(3) 石油石炭税法取扱通達 昭和59年8月2日付間消4-43ほか1課共同「石油税法取扱通達の全部改正について」の別冊をいう。</p> <p>(4) 原油 石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第2条第1号《定義》に規定する原油（定率法別表第2709・00号に掲げる石油及び歴青油）をいう。</p> <p>(5) 粗油 定率法別表第2710・19号の1の(3)又は第2710・20号の1の(4)に掲げる粗油をいう。</p> <p>(6) 課税済みの原油等 原油又は粗油で石油石炭税が課税済みのものをいう。</p> <p>(7) 特定用途石油製品等 租特法第90条の3の4第1項《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「特定用途石油製品等」をいう。</p> <p>(8) 特定揮発油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「揮発油」をいい、課税済</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>みの原油等を原料として国内において製造された揮発油(定率法別表第2710・12号の1の(1)のCの(a)又は第2710・20号の1の(1)のCの(a)に掲げるもの)をいう。</p> <p><u>(8)</u> 特定灯油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「灯油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された灯油(定率法別表第2710・12号の1の(2)のBの(a)、第2710・19号の1の(1)のBの(a)又は第2710・20号の1の(2)のBの(a)に掲げるもの)をいう。</p> <p><u>(9)</u> 特定軽油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「軽油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された軽油(定率法別表第2710・12号の1の(3)のA、第2710・19号の1の(2)のA又は第2710・20号の1の(3)のAに掲げるもの)をいう。</p> <p><u>(10)</u> 特定揮発油等 特定揮発油、特定灯油及び特定軽油をいう。</p> <p><u>(11)</u> 農林漁業用A重油 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「重油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内で製造された重油(定率法別表第2710・19号の1の(3)のA又は2710・20号の1の(4)のAに掲げるもの。)をいう。</p> <p><u>(12)</u> 石油及び歴青油並びにこれらの調製品 定率法第2710・12号、第2710・19号又は第2710・20号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品で、外国から本邦に到着したもの及び本邦において製造されたものをいう。</p> <p><u>(13)</u> 石油調製品等 石油及び歴青油並びにこれらの調製品のうち、外国から本邦に到着した粗油以外のものをいう。 (注) 外国から本邦に到着した粗油は、課税済みの原油等に該当する。</p> <p><u>(14)</u> 石油コークス 定率法別表第2713・11号又は第2713・12号に掲げる石</p> | <p>みの原油等を原料として国内において製造された揮発油(関暫法別表第一第2710・12号の1の(1)のC又は第2710・20号の1の(1)のCに掲げるもの)をいう。</p> <p><u>(9)</u> 特定灯油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「灯油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された灯油(関暫法別表第一第2710・12号の1の(2)のBの(2)、第2710・19号の1の(1)のBの(2)又は第2710・20号の1の(2)のBの(2)に掲げるもの)をいう。</p> <p><u>(10)</u> 特定軽油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「軽油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された軽油(関暫法別表第一第2710・12号の1の(3)、第2710・19号の1の(2)又は第2710・20号の1の(3)に掲げるもの)をいう。</p> <p><u>(11)</u> 特定揮発油等 特定揮発油、特定灯油及び特定軽油をいう。</p> <p><u>(12)</u> 農林漁業用A重油 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「重油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内で製造された重油(定率法別表第2710・19号の1の(3)のA又は2710・20号の1の(4)のAに掲げるもの。)をいう。</p> <p><u>(13)</u> 石油及び歴青油並びにこれらの調製品 定率法第2710・12号、第2710・19号又は第2710・20号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品で、外国から本邦に到着したもの及び本邦において製造されたものをいう。</p> <p><u>(14)</u> 石油調製品等 石油及び歴青油並びにこれらの調製品のうち、外国から本邦に到着した粗油以外のものをいう。 (注) 外国から本邦に到着した粗油は、課税済みの原油等に該当する。</p> <p><u>(15)</u> 石油コークス 定率法別表第2713・11号又は第2713・12号に掲げる石</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>油コークスをいう。</p> <p><u>15</u> 石油アスファルト 定率法別表第2713・20号に掲げる石油アスファルトをいう。</p> <p><u>16</u> 石油アスファルト等 石油コークス又は石油アスファルトをいう。</p> <p><u>17</u> 石油等の残留物 定率法別表第27・13項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物をいう。</p> <p><u>18</u> 国産石油等残留物 課税済みの原油等又は石油調製品等から本邦において製造された石油等の残留物のうち、石油コークスを除いたものをいい、具体的には、石油アスファルト及びその他の石油又は歴青油の残留物がこれに該当する。</p> <p><u>19</u> 非製品ガス 租特法第90条の6の3第1項《非製品ガスに係る石油石炭税の還付》に規定する「非製品ガス」をいう。</p> <p>(還付金が過大であった場合の取扱い)</p> <p>4 租特法第90条の3の4第1項、同法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項、同法第90条の6の2第1項及び同法第90条の6の3第1項の規定により還付した金額が過大であった場合には、<u>国税収納金整理資金に関する法律</u>（昭和29年法律第36号）第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号）第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。</p> <p>第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p>(「農林漁業の用」に供したものの範囲)</p> <p>3 租特法第90条の3の4第1項<u>表第5号の下欄</u>に規定する「農林漁業</p> | <p>油コークスをいう。</p> <p><u>16</u> 石油アスファルト 定率法別表第2713・20号に掲げる石油アスファルトをいう。</p> <p><u>17</u> 石油アスファルト等 石油コークス又は石油アスファルトをいう。</p> <p><u>18</u> 石油等の残留物 定率法別表第27・13項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物をいう。</p> <p><u>19</u> 国産石油等残留物 課税済みの原油等又は石油調製品等から本邦において製造された石油等の残留物のうち、石油コークスを除いたものをいい、具体的には、石油アスファルト及びその他の石油又は歴青油の残留物がこれに該当する。</p> <p><u>20</u> 非製品ガス 租特法第90条の6の3第1項《非製品ガスに係る石油石炭税の還付》に規定する「非製品ガス」をいう。</p> <p>(還付金が過大であった場合の取扱い)</p> <p>4 租特法第90条の3の4第1項、同法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項、同法第90条の6の2第1項及び同法第90条の6の3第1項の規定により還付した金額が過大であった場合には、<u>国税収納金整理資金に関する法律</u>（昭和29年法律第36号）第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号）第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。</p> <p>第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p>(「農林漁業の用」に供したものの範囲)</p> <p>3 租特法第90条の3の4第1項に規定する「農林漁業の用」に供したも</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>の用」に供したものと、次に掲げる用途に供したものをいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種（水産加工業を除く。）において使用される動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項《定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号までに該当する漁船に限る。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機（漁船捲上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料として使用されたもの</p> <p>海面漁業（釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。）、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>第3節 租特法第90条の5《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>（「特定揮発油等」の範囲）</p> <p>1 輸入した定率法別表第2710・12号の1の(1)のCの(a)又は第2710・20号の1の(1)のCの(a)に掲げる揮発油及び同表第2710・12号の1の(2)のBの(a)、第2710・19号の1の(1)のBの(a)又は第2710・20号の1の(2)のBの(a)に掲げる灯油並びに同表第2710・12号の1の(3)のA、第2710・19号の1の(2)のA又は第2710・20号の1の(3)のAに掲げる軽油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、特定揮発油等には該当しないのであるから留意する。</p> <p>第4節 租特法第90条の6《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> | <p>のとは、次に掲げる用途に供したものをいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種（水産加工業を除く。）において使用される動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第2項《<u>動力漁船の定義</u>》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号まで《<u>漁船の定義</u>》に該当する漁船に限る。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機（漁船捲上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料として使用されたもの</p> <p>海面漁業（釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。）、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>第3節 租特法第90条の5《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>（「特定揮発油等」の範囲）</p> <p>1 輸入した<u>関暫法別表第一</u>第2710・12号の1の(1)のC又は第2710・20号の1の(1)のCに掲げる揮発油及び同表第2710・12号の1の(2)のBの(2)、第2710・19号の1の(1)のBの(2)又は第2710・20号の1の(2)のBの(2)に掲げる灯油並びに<u>同表第一</u>第2710・12号の1の(3)、第2710・19号の1の(2)又は第2710・20号の1の(3)に掲げる軽油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、特定揮発油等には該当しないのであるから留意する。</p> <p>第4節 租特法第90条の6《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(「農林漁業の用に供するもの」の範囲)</p> <p>2 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「農林漁業の用に供するもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法第2条第2項《定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号までに該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機(ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用(煮熟用を含む。)のものに限る。)及びボイラー(水産動植物の飼育における水温調節、煮干しの煮熟及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの</p> <p><u>海面漁業</u>(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>(注) これらの「農林漁業の用に供するもの」の範囲は、租特法第90条の4第1項第4号の石油石炭税が免税となる農林漁業用のA重油の対象となる「農林漁業の用に供するもの」の範囲と同一である。</p> <p>(購入証明書の提出)</p> <p>3 租特令第50条第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等》に規定する「当該重油を同項に規定する用途に供するため購入するものであることを証する書類」(以下「購入証明書」という。)については、<u>全国農業協同組合連合会(全農)</u>、<u>全国漁業協同組合連合会(全漁連)</u>、<u>日本かつお・まぐろ漁業協同組合(日かつ漁協)</u>又は<u>全国石油業共済協同組合連合会(全石協)</u>(以下「全農等」と</p> | <p>(「農林漁業の用に供するもの」の範囲)</p> <p>2 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「農林漁業の用に供するもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法第2条第2項《<u>動力漁船</u>の定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号まで《<u>漁船の定義</u>》に該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機(ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用(煮熟用を含む。)のものに限る。)及びボイラー(水産動植物の飼育における水温調節、煮干しの煮熟及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの</p> <p><u>捕鯨業</u>、<u>一般海面漁業</u>(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>(注) これらの「農林漁業の用に供するもの」の範囲は、租特法第90条の4第1項第4号の石油石炭税が免税となる農林漁業用のA重油の対象となる「農林漁業の用に供するもの」の範囲と同一である。</p> <p>(購入証明書の提出)</p> <p>3 租特令第50条第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等》に規定する「当該重油を同項に規定する用途に供するため購入するものであることを証する書類」(以下「購入証明書」という。)については、<u>全国農業協同組合連合会(全農)</u>、<u>全国漁業協同組合連合会(全漁連)</u>、<u>日本鰹鮪漁業協同組合連合会(日鰹連)</u>又は<u>全国石油業共済協同組合連合会(全石協)</u>(以下「全農等」と</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>いう。)の各傘下の農林漁業用A重油の販売業者から提出された購入証明書を全農等において取りまとめ、当該農林漁業用A重油を販売した石油販売会社(以下「元売等」という。)を経由して、当該農林漁業用A重油の製造者に提出されることに留意する。</p> <p>(農林漁業用A重油の用途外使用等の禁止等)</p> <p>4(1) 租特法第90条の6第<u>6</u>項に規定する「用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡」(以下「用途外使用等」という。)とは、2《「農林漁業の用に供するもの」の範囲》に規定する用途以外の用途に使用すること、又は当該用途以外の用途に供するために譲渡することをいうのであり、農林漁業の用に供するものとして他に譲渡することは含まれないのであるから留意する。</p> <p>(2) 農林漁業用A重油の用途外使用等について租特法第90条の6第<u>6</u>項<u>ただし書き</u>の税務署長の承認を受けても、同条第<u>7</u>項の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(3) 租特法第90条の6第<u>7</u>項の規定により石油石炭税を課す場合の納税地は、用途外使用等をしようとする若しくはした農林漁業用A重油の所在場所であるから留意する。</p> | <p>の各傘下の農林漁業用A重油の販売業者から提出された購入証明書を全農等において取りまとめ、当該農林漁業用A重油を販売した石油販売会社(以下「元売等」という。)を経由して、当該農林漁業用A重油の製造者に提出されることに留意する。</p> <p>(農林漁業用A重油の用途外使用等の禁止等)</p> <p>4(1) 租特法第90条の6第<u>4</u>項に規定する「用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡(以下「用途外使用等」という。))とは、2《「農林漁業の用に供するもの」の範囲》に規定する用途以外の用途に使用すること、又は当該用途以外の用途に供するために譲渡することをいうのであり、農林漁業の用に供するものとして他に譲渡することは含まれないのであるから留意する。</p> <p>(2) 農林漁業用A重油の用途外使用等について租特法第90条の6第<u>4</u>項の税務署長の承認を受けても、同条第<u>5</u>項の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(3) 租特法第90条の6第<u>5</u>項の規定により石油石炭税を課す場合の納税地は、用途外使用等をしようとする若しくはした農林漁業用A重油の所在場所であるから留意する。</p> |